

平成22年2月19日  
消費者庁

## 消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の概要等 (平成22年2月1日～2月5日分)

平成22年2月1日から2月5日までの間に消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の中から、注意を要すると思われる情報について公表します。

消費者庁としては、今後、関係省庁とこれらの情報を共有しつつ、同種事例に関する相談件数の推移等を注視し、必要に応じて、追加情報の公表その他の適切な対応を行ってまいります。

なお、これらは、消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、違法性・不当性等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

### ○ 取引分野

- ・ 自宅で出来る仕事であるとの説明を見て情報商材を購入し、指定された作業を行ったが、出来たものを提出しても採用されず、収入にならない。

ここで注意を要すると思われる情報として公表されている事例は、PIO-NETに寄せられている同一事業者名・同種手口（又は同種商品・役務）の情報件数を確認し、①PIO-NETに登録された直近1か月の件数と直近3か月の月平均件数が、過去1年の月平均件数を上回り、かつ、②PIO-NETに登録された直近1か月の情報が複数の都道府県で登録されているものを対象としています。

ただし、前記①、②の条件を形式的に満たす場合であっても、情報の正確性・客観性に疑義がある場合や特異な事案であって被害の拡大や再発のおそれが乏しいと認められる場合、あるいは関係行政機関による法執行等に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合等には公表の対象から除外しています。

（「消費者情報ダイヤルに寄せられる情報の公表に関する基本的考え方」より）

【本件問い合わせ先】

消費者庁消費者情報課 川辺・木嶋・滝・松田  
電話：03-3507-9178

(参考)

1. ダイヤル受付総数 598件

|   |                      |      |   |
|---|----------------------|------|---|
| 〔 | うち 一般的内容（相談・苦情、提案含む） | 399件 | 〕 |
|   | 法解釈                  | 150件 |   |
|   | 情報提供                 | 135件 |   |

※1件の受付で複数の内容を含む場合があるため、内訳の合計は受付総数を上回ることがある。

2. 情報提供の概要

|    |  |
|----|--|
| 安全 | インスタペーカリーのフランスパン（苦み）、ガス風呂釜（異音）、コーヒーマーカー（スイッチ故障・火傷）、サイクロン式電気掃除機（発火）、ペットボトルのお茶（異物混入）、ベビーカー（指の怪我）、ホットカーペット（異臭・発煙）、絵の具（鉛含有）、業務用炊飯器（耐熱温度不足）、自転車（車輪の強度不足）、自動車（エンジンオイル漏れ）、自動車（パワーウィンドウスイッチからの発煙）、自動車（ブレーキの不具合）、自動車（リモコンキー不作動）、自動車（運転席シート固定金具の金属疲労）、自動車（制御盤コンピュータの不調）、自動車（無段変速機の不具合）、住宅（天井クロスのひび割れ）、電子レンジ（発火）、湯たんぽ（低温火傷）、二段ベッド（製品不良による破損・転落）<br>計23件 |
| 取引 | 一方的な契約条件、一方的な契約変更、解約トラブル、業務提供誘引販売取引、契約時の説明不足、建築トラブル、債務不履行、催眠商法、自動契約更新、自動入会手続、執拗な勧誘、執拗な勧誘（威迫・困惑）、消費者の利益を一方的に害する契約条項、適合性原則違反、投資をめぐるトラブル、特商法における表示義務違反、不実告知、不審な勧誘、不審な電話勧誘、不当請求、不良製品の販売、保険金支払いをめぐるトラブル、連鎖販売取引、ワンクリック詐欺、その他サービスの不備、その他契約をめぐるトラブル<br>計67件  |
| 表示 | わかりにくい表示（冷凍食品の調理方法）、虚偽広告（精力剤通信販売の新聞広告）、虚偽表示（オーガニックを謳う化粧品）、虚偽表示（お客様相談窓口の開設時間）、虚偽表示（家電製品の保証期間）、虚偽表示（貝類缶詰）、虚偽表示（健康食品の品質表示）、虚偽表示（雑誌付録の広告）、虚偽表示（太陽光発電のチラ  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>シ)、虚偽表示 (冷凍食品のパッケージ)、誇大広告 (ダイエット関連商品)、誇大広告 (ウイルス防御機能付マスク)、誇大広告 (自動車の性能表示)、誇大広告 (学習塾の合格実績)、誇大広告 (通信販売の新聞広告)、誤認惹起 (テレビ CM の無料表示)、誤認惹起 (家電量販店のチラシ)、誤認惹起 (戸別投げ込みチラシ)、誤認惹起 (炭酸飲料のラベル表示)、誤表示 (恵方巻の賞味期限)、誤表示 (新聞の折込チラシ)、効能効果表示 (健康食品)、産地偽装 (干し椎茸)、説明不足 (携帯電話の通話料金表示)、迷惑メール</p> <p style="text-align: right;">計 29 件</p> |
| その他 | <p>期待した性能との相違、給与不払い、個人情報の取り扱い不備、個人情報の漏洩、製品不良 他</p> <p style="text-align: right;">計 16 件</p>   |